

議案第95号

入間市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和4年11月29日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

中央公園の体育施設について、プールを廃止するとともに、テニスコートの改修により同施設を通年使用とし、併せて受益者負担の適正化を図るため使用料を改定したいので、この案を提出するものである。

入間市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

入間市体育施設設置及び管理条例（昭和55年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中央公園の項中「50メートルプール」及び「児童プール」を削る。

別表第2中

「

	テニスコート	3月1日から11月30日 日まで	午前8時30分から午後 9時まで
	プール	7月1日から9月30日 まで	午前10時から午後6時 まで

」

を

「

	テニスコート	4月1日から翌年の3月 31日まで	午前8時30分から午後 9時まで
--	--------	----------------------	---------------------

」

に改める。

別表第3中

「

入間市運動公園	種別	使用区分	1時間	2時間	半日	1日
			(8時30分～1時間単位とする。)	(8時30分～2時間単位とする。)	(8時30分～12時30分) (12時30分～16時30分)	(8時30分～16時30分)

」

を

「

入間市運動公園	種別	使用区分	1時間	2時間	半日	1日
			午前8時30分～1時間単位とする。	午前8時30分～2時間単位とする。	(午前8時30分～午後零時30分) (午後零時30分～午後4時30分)	午前8時30分～午後4時30分

」

に改める。

別表第4中

「

テニスコート (1面につき)	150円	300円	600円	1,200円	150円
-------------------	------	------	------	--------	------

」

を

「

テニスコート (1面につき)	300円	600円	1,200円	2,400円	300円
-------------------	------	------	--------	--------	------

」

に改め、3 プールの表を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。